

山村振興法第12条の保全事業等の計画の認定等について

平成12年6月1日12国地山第129号  
国土庁地方振興局長通知  
〔改正〕平成17年6月22日国都地第31号  
総行地第79号  
17農振第492号  
平成20年12月1日国都地第127号  
総行地第153号  
20農振第1447号  
国土交通省都市・地域整備局長  
総務省自治行政局長  
農林水産省農村振興局長

山村振興法（昭和40年法律第64号）第12条の規定に基づく保全事業等の計画の認定等に係る事務の取扱いについて、山村振興法の一部を改正する法律（平成17年法律第8号）の施行に伴い、別紙のとおり関係通知を改正しましたので、関係市町村等に対する周知が図られますよう、特段の御配慮をお願いします。

なお、今回の法改正により、対象となる法人の事業範囲要件が緩和され、森林等の保全に必要な事業を実施する法人だけでなく、農林業その他の地域産業の活性化に必要な事業を行う法人についても、計画の認定を受けられるよう認定法人制度の改正が行われたところであり、これに合わせて、税制面の特別措置についても、制度改正により新たに対象となる法人に対して適用されることとなりますので、関係する市町村及び法人への周知が図られますよう特段の御配慮をお願いします。

保全事業等の計画に係る認定等の取扱いについて

山村振興法（昭和40年法律第64号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、振興山村の区域内において、森林、農用地の保全等に関する事業を実施する地方公共団体の出資又は拠出に係る法人であって山村振興法施行規則（昭和40年総理府令第45号。以下「規則」という。）第4条で定める法人の要件に該当するもの（以下「第3セクター」という。）が当該保全事業等に関する計画を作成し、振興山村の区域を管轄する市町村（以下「振興山村市町村」という。）が認定等を行う場合には、法及び規則に定めるところによるほか、次の諸点に配慮されたい。

1. 保全事業等の内容（法第12条第1項）

(1) 保全事業等の内容は、次の表の左欄の区分に応じ、当該右欄に掲げるとおりである。

法第12条第1項の保全事業等	事業の内容
第1号イの事業	造林、間伐、保育、作業路の保全、森林の 巡視、森林施業に関する研修その他森林 の保全に関する事業（森林の保全に関する 工事、廃棄物の処理等）
第1号ロの事業	農用地の保全に関する事業（農作業の請負、 作業路・排水路の維持管理、農用地の保全 に関する工事等）
第1号ハの事業	山腹の保全に関する事業（山腹の傾斜地の 保全のための工事、植栽、廃棄物の処理等）
第2号イの事業	振興山村の区域内において生産された農林 産物を原料又は材料とする製造又は加工の 事業（農産加工業、素材生産業、家具等木 製品製造業等）
第2号ロの事業	振興山村の区域内において生産された農林 産物又はイに掲げる事業により製造され若 しくは加工された製品の販売の事業
第2号ハの事業	都市等との地域間交流に関する事業

(2) 第1号の事業は山村の森林、農用地、山腹の保全を図るため当該保全等を行う事業であり、森林、農用地、山腹を適正に維持管理する事業やその維持管理に必要な工事を行う事業である。また、第2号の事業は、農林業その他の地域産業の活性化に必要な事業であり、当該振興山村の区域内において生産された農林産物を活用した事業に限ることとしている。

2. 法人の要件（規則第4条）

(1) 法人の要件は規則で定められており、次の①及び②のとおりである。

① 出資金額又は拠出された金額の4分の3以上が、地方公共団体又は次に掲げる者により出資又は拠出されていること。

ア 法第12条第1項の保全事業等の計画に係る振興山村の区域の全部又は一部の属する市町村の区域内の農用地若しくは森林についての所有権を有する者又は当該市町村の区域内に住所若しくは事務所若しくは事業所を有する者

イ 農業協同組合

ウ 森林組合

エ 一般社団法人又は一般財団法人

② 出資金額又は拠出された金額の過半（その出資金額又は拠出された金額の過半を①のイ、ウ又はエに掲げる者が出資又は拠出する場合にあっては、4分の1以上）が地方公共団体により出資又は拠出されていること。

(2) (1)の要件のうち、①については、地域内の関係機関、団体、地域住民等の出資のもとに、主体的に地域ぐるみで保全事業等が推進されることをねらいとしており、②については、地方公共団体が出資又は拠出金額の一定部分を出資又は拠出することにより、当該第3セクターに公的な性格を付与することとしているものである。このため、地方公共団体が、第3セクターを設立、活用して振興山村の区域内において保全事業等を推進するに当たっては、この趣旨を十分踏まえ、関係する農業協同組合、森林組合、地元企業等との間での合意形成を図るとともに、これらの者の間での緊密な連絡調整が図られるよう留意されたい。

なお、振興山村の区域内において保全事業等を実施しうる者が既に存ずる場合にあっては、第3セクターの設立、事業実施がその者の事業実施に与える影響等についても十分留意されたい。

### 3. 保全事業等の計画（法第12条第2項）

(1) 上記1の(1)のうちいずれかの事業を実施しており、上記2の要件に該当する法人が保全事業等に関する計画を作成し、振興山村市町村の認定を受けようとする場合、次の①から⑤までの事項について、別紙様式1により申請されたい。

① 保全事業等の内容及びその実施方法

② 保全事業等の用に供する施設の種類、位置、規模及び機能並びに機械の種類及び機能に関する基本的な事項

③ 保全事業等に関する資金計画

④ 保全事業等を実施する者に関する事項

⑤ その他規則で定める事項

(2) 特に、保全事業等の内容については、当該振興山村に係る山村振興計画における森林、農用地等の保全施策との整合性を図るよう留意されたい。

### 4. 保全事業等の計画の添付図書（法第12条第3項及び規則第5条）

保全事業等の計画に添付する図書は規則で定められており、次の①から④のとおりである。

① 認定を受けようとする第3セクターが、規則第4条の法人の要件に該当するものであることを明らかにすることができる書類

② 定款又は寄付行為及び登記事項証明書

③ 認定の申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）

④ 保全事業等を実施する区域を表示した図面

### 5. 保全事業等の計画の認定（法第12条第4項）

(1) 振興山村市町村は、認定の申請があつた場合において、その保全事業等の計画が次の①、②及び③に適合すると認めるときは、当該申請に係る認定をするものとする。

① 保全事業等が山村振興計画にのっとり実施されるものであること。

山村振興計画に位置づけられている森林、農用地等の保全に関する施策に即して第3セクターが保全事業等を実施することとし、保全事業等の実施が、山村振興対策の中で位置づけられること。

② 保全事業等を実施することが当該振興山村の振興のために必要であること。

第3セクターによる保全事業等の実施は、当該振興山村における保全事業等の実施の緊要性、保全事業等の担い手の実態等を勘案し、山村の振興のために必要である場合に行うこととしている。特に、当該第3セクターの設立や事業

実施について、関係する地方公共団体、農業協同組合、森林組合、地元企業等の相互間で合意形成が図られていることが肝要であるので、当該認定に当たっては留意されたい。

③ 保全事業等の達成の見込みが確実であること。

保全事業等の推進のために認定を行うことから、その事業の達成の見込みが確実であることが肝要である。

(2) 振興山村市町村は、認定（法第12条第5項の認定を含む。）を行った場合には、当該計画及び保全事業等の計画の添付図書の写しを、都道府県に提出し、都道府県において取りまとめの上、農林水産省農村振興局長に送付されたい。

#### 6. 保全事業等の計画の変更（法第12条第5項及び第6項）

認定を受けた第3セクター（以下「認定第3セクター」という。）は、保全事業等の計画の変更をしようとするときは、振興山村市町村の認定を受けなければならない。この場合、5の(1)の①、②及び③に適合すると認める場合に認定をすることとしている。

#### 7. 認定の取消し（法第12条第7項）

振興山村市町村は、認定第3セクターが認定に係る保全事業等の計画に従って保全事業等を実施していないと認めるとき又は認定第3セクターが2の(1)の要件に該当しないこととなったときは、その認定を取り消すことができる。

#### 8. 保全事業等の報告（法第12条第8項及び規則第6条）

(1) 認定第3セクターは、規則で定めるところにより、保全事業等の実施状況について振興山村市町村に報告しなければならないとしており、事業年度終了後3月以内に次の①及び②の書類を提出して行うものとする。

① 前年度の保全事業等の実施状況報告書

② 前年度の収支決算書

(2) 振興山村市町村が報告書の提出を受けたときは、報告書及び添付書類の写しを都道府県に提出し、都道府県において取りまとめの上、農林水産省農村振興局長に送付されたい。また、振興山村市町村は、この報告の内容を踏まえ、保全事業等の適正な実施が図られるよう認定第3セクターに対して、法第15条に規定する必要な助言、指導その他の援助を行うよう努められたい。

## 別紙 2

### 保全事業等の計画認定申請等の実施について

#### 第 1 認定の申請

##### 1. 申請書の提出

山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 12 条の規定に基づき、振興山村の区域内において、森林、農用地の保全等に関する事業を実施する地方公共団体の出資又は拠出に係る法人であって山村振興法施行規則（昭和 40 年総理府令第 45 号。以下「規則」という。）第 4 条で定める法人の要件に該当するもの（以下「第 3 セクター」という。）は、当該保全事業等に関する計画（以下「保全事業等の計画」という。）に係る認定の申請書（以下「申請書」という。）を振興山村の区域を管轄する市町村（以下「振興山村市町村」という。）に提出することができる。

##### 2. 申請書の様式

申請書の様式は、法第 12 条第 1 項に規定する認定に係る場合は別紙様式 1、同条第 5 項に規定する認定に係る場合は別紙様式 2 を参考とされたい。

##### 3. 申請書の添付図書

(1) 申請書の添付図書は次のとおりとする。

- ① 出資又は拠出者別の出資金額又は拠出金額を明らかにした書類
- ② 出資又は拠出者のうち、規則第 4 条第 1 号のイに規定する者（以下「地域住民等」という。）が出資又は拠出しているものについては、当該出資又は拠出者に係る次のア、イ又はウの書類
  - ア 地域住民等が当該振興山村の区域の全部又は一部の属する市町村の区域（以下「区域」という。）内に農用地若しくは森林についての所有権を有する場合にあっては、当該農用地又は森林の登記事項証明書
  - イ 地域住民等が区域内に住所を有する場合にあっては、住民票の写し
  - ウ 地域住民等が区域内に事務所若しくは事業所を有する場合にあっては、当該法人の登記事項証明書又は当該事務所若しくは事業所の土地及び建物の登記事項証明書
- ③ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- ④ 認定の申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書（申請の日の属する事業年度に設立された第 3 セクターにあっては、その設立時における財産目録）
- ⑤ 保全事業等を実施する区域を表示した図面（法第 12 条第 1 項第 1 号の事業を実施する地区や同項第 2 号の事業の用に供する施設を設置する場所を図面上に記載したもの。）

(2) (1)の①及び②については、申請者が規則第 4 条の要件を満たしていることを確認するため、次の事項を記載した書類を添付されたい。

- ① 地方公共団体及び規則第 4 条第 1 号のイからニに規定する者の出資又は拠出金額の合計金額及び当該合計金額が出資又は拠出された金額の総額に占める比率
- ② 地方公共団体の出資又は拠出金額及び当該金額が出資又は拠出された金額の総額に占める比率。ただし当該比率が 2 分の 1 を下回る場合にあっては、併せて規則第 4 条第 1 号のロ、ハ及びニに掲げる者の出資又は拠出金額の合計金額及び当該合計金額が出資又は拠出された金額の総額に占める比率

##### 4. 申請上の留意事項

(1) 保全事業等の計画は、当該振興山村に係る山村振興計画に即した保全事業等

の実施が図られるよう十分配慮し、中長期的な観点に立って作成する。

- (2) 申請書の提出を行う第3セクターは、既に設立されている第3セクターである必要がある。
- (3) 法第12条第5項に規定する認定に係る申請は、当該第3セクターが実施する保全事業等の内容を変更する場合に行うこととし、事業内容の変更の伴わない機械の単なる追加による設備投資等軽微な変更については対象としない。

## 第2 計画の認定

### 1. 保全事業等の計画の認定

- (1) 振興山村市町村は、法第12条第1項及び第5項の認定（以下「認定」という。）を行うに当たっては、保全事業等の計画及び添付書類を審査の上、当該計画が法第12条第4項の各号に適合すると認めるときに、当該申請に係る認定を行う。
- (2) 認定に当たっては、振興山村市町村は別紙様式3を参考の上、認定通知書を申請者に送付する。

### 2. 保全事業等の計画の認定の取消し

- (1) 振興山村市町村は、法第12条第7項の規定により、認定の取消しを行う場合にあっては、前年度の保全事業等の実施状況報告書及び前年度の収支決算書並びに第1の3の(1)の①、②及び同(2)の書類（当該報告書作成時点におけるもの。）等を審査の上、認定を受けた第3セクター（以下「認定第3セクター」という。）が当該認定に係る保全事業等の計画（法第12条第5項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。）に従って保全事業等を実施していないと認めるとき又は認定第3セクターが規則第4条に定める法人の要件に該当しないこととなったときに当該認定を取り消すことができる。
- (2) 認定の取消しに当たっては、振興山村市町村は別紙様式4を参考の上、通知書を認定第3セクターに送付する。

### 3. 関係部局との調整

振興山村市町村が、保全事業等の計画の認定又は認定の取消しを行う場合は、市町村の関係する部局と十分調整を図る。

## 第3 実施状況の報告

### 1. 報告の内容

実施状況の報告は、前年度の保全事業等の実施状況報告書及び前年度の保全事業等の収支決算書を提出して行うこととし、様式は別紙様式5を参考とされたい。

### 2. 報告書の添付書類

報告書には、前年度の貸借対照表及び損益計算書並びに第1の3の(1)の①、②及び同(2)の書類（報告作成時点のもの。）を添付する。

### 3. 報告の期限

報告の期限は、事業年度終了後3月以内とされていることから、当該認定第3セクターは、事業年度終了後速やかに保全事業等の実績のとりまとめを行うこととする。

〔別紙様式1〕

番 号  
年月日

市町村長 殿

住 所  
名 称  
代表者名

印

保全事業等の計画に係る認定の申請について

山村振興法（昭和40年法律第64号）第12条第1項の規定に基づき、別紙のとおり保全事業等の計画を作成したので同項の認定を受けたく申請します。

## 保全事業等の計画書

### I. 保全事業等の内容及び実施方法

事業	実施する業務	実施計画	実施体制	関係機関、団体との連携方法

山村振興計画に記載された森林、農用地等の保全に関する事項等に基づき、申請者（第3セクター）が実施する法第12条第1項各号に規定する事業について記載するとともに、当該事業の実施計画、実施体制、関係機関、団体との連携方法等について記載する。

（記載上の留意事項）

1. 事業欄には、法第12条第1項各号に規定する事業のうち、申請者が実施するもの（第1号イの森林の保全に関する事業等）を記載する。
2. 実施する業務欄には、実施する具体的な業務（間伐、造林、作業路の開設等）を記載する。
3. 実施計画欄には、実施する業務の具体的な実施計画（期間、実施面積、生産、販売数量等）を記載する。
4. 実施体制欄には、業務ごとに実施する職員数を記載する。
5. 関係機関、団体との連携方法欄には、業務を実施するに当たり、必要な連携方法等につき記載する。

### II. 保全事業等の用に供する施設の種類の種類、位置、規模及び機能並びに機械の種類及び機能に関する基本的な事項

#### (1) 施設

事業	施設の種類の種類	位置	規模	機能

保全事業等の効率的な実施に資するため、申請者が、保全事業等の用に供する施設等について掲載する。ただし、法第12条第1項第2号に規定する事業の用に供する施設等については、当該振興山村の区域内において生産される農林産物を主として活用するものを記載する。

（記載上の留意事項）

1. 事業欄には、法第12条第1項各号に規定する事業のうち、申請者が実施するもので施設をその用に供するもの（第1号イの森林の保全に関する事業等）を記載する。
2. 施設の種類の種類の欄には、事業欄の事業の用に供する施設の種類の種類（事務所、倉庫、車庫、貯木場、樹苗養成施設、間伐材加工場、店舗等）を記載する。
3. 位置欄には、当該施設を設置する所在地を記載する。
4. 規模欄には、当該施設の敷地面積及び床面積を記載する。
5. 機能欄には、当該施設の機能（〇〇の生産、〇〇の販売等）を記載する。

(2) 機械

事業	機械の種類	機能

(記載上の留意事項)

1. 事業欄には、法第12条第1項各号に規定する事業のうち、申請者が実施するもので機械をその用に供するもの（第1号イの森林の保全に関する事業等）を台数を含め記載する。
2. 機械の種類欄には、事業欄の事業の用に供する機械の種類（動力伐採機、製材用設備、ブルドーザー等）を記載する。
3. 機能欄には、当該機械の機能（伐採、製材等）を記載する。

Ⅲ. 保全事業等に関する資金計画

事業	収入		支出		備考
	区分	金額	区分	金額	
合計	—		—		

第3セクターが保全事業等を実施するに当たっての実施初年度における当該事業の収支予算を記載する。

(記載上の留意事項)

1. 事業欄には、法第12条第1項各号に規定する事業のうち、申請者が実施するもの（第1号イの森林の保全に関する事業等）を記載する。
2. 区分欄には、収支の内訳を記載する。
3. 備考欄には、受委託の相手先を記載する。

Ⅳ. 保全事業等を実施する者に関する事項

- (1) 設立年次
- (2) 組織形態（株式会社、財団法人等）
- (3) 出資金額又は拠出金額の合計額
- (4) 住所
- (5) 役員・職員数
- (6) 組織体制の概要
- (7) 実施事業の概要（法第12条第1項に規定する事業以外のもの）  
第3セクターに係る基本的な事項を記載する。

〔別紙様式 2〕

番 号  
年月日

市町村長 殿

住 所  
名 称  
代表者名

印

保全事業等の計画の変更に係る認定の申請について

山村振興法（昭和40年法律第64号）第12条第5項の規定に基づき、保全事業等の計画を別紙のとおり変更したいので同項の認定を受けたく申請します。

（注）

別紙は、様式1の計画書の様式に準ずるものとし、変更の理由を記載した書類を添付する。

〔別紙様式3〕

番 号  
年月日

名 称  
代表者名 殿

市町村長 印

保全事業等の計画（の変更）に係る認定について

山村振興法（昭和40年法律第64号）第12条第1項（第5項）の規定に基づき、  
平成 年 月 日付け 号で申請のあった保全事業等の計画（の変更）に  
ついては、同条第4項（第6項）の規定に基づき認定します。

[別紙様式 4]

番 号  
年月日

名 称  
代表者名 殿

市町村長 印

保全事業等の計画に係る認定の取消しについて

山村振興法（昭和40年法律第64号）第12条第4項（第6項）の規定に基づき、平成 年 月 日付け 号をもって認定を行った保全事業等の計画については、同条第7項の規定に基づき認定を取り消すこととしたので通知します。

[別紙様式 5]

番 号  
年月日

市町村長 殿

住 所  
名 称  
代表者名 印

保全事業等の実施状況について（報告）

平成 年度において、山村振興法（昭和40年法律第64号）第12条第1項の規定に基づく保全事業等を実施したので、同条第8項の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

平成 年度保全事業等の実施状況報告書及び収支決算書

I. 保全事業等の実績

事業	実施した業務	実績	備考

(記載上の留意事項)

1. 事業欄には、法第12条第1項各号に規定する事業のうち、実施したものを記載する。
2. 実施した業務欄には、具体的な業務内容を記載する。
3. 実績欄には、実施面積、生産、販売数量等を記載する。
4. 備考欄には、実績と計画値との対比を要因を含め記載する。

II. 保全事業等の用に供する施設、機械等の整備状況

(1) 施設

事業	施設の種類	位置	規模	機能	実績

(記載上の留意事項)

1. 事業欄には、法第12条第1項各号に規定する事業のうち、実施したものを記載する。
2. 施設の種類の欄には、事業欄に掲げる事業の用に供するため保全事業等の計画に基づき取得した施設の種類の欄に記載する。
3. 位置欄には、当該施設の所在地を記載する。
4. 規模欄には、当該施設の敷地面積及び床面積を記載する。
5. 機能欄には、当該施設の機能(〇〇の生産、〇〇の販売等)を記載する。
6. 実績欄には、当該施設の稼働実績を記載する。

(2) 機械

事業	機械の種類	機能	実績

(記載上の留意事項)

1. 事業欄には、法第12条第1項各号に規定する事業のうち、実施したものを記載する。
2. 機械の種類の欄には、事業欄に掲げる事業の用に供するため保全事業等の計画に基づき取得した機械の種類を台数を含め記載する。
3. 機能欄には、当該機械の機能(伐木、耕耘等)を記載する。
4. 実績欄には、当該機械の稼働実績を記載する。

Ⅲ. 平成 年度収支決算書

事業	収入		支出		備考
	区分	金額	区分	金額	
合計					

(記載上の留意事項)

1. 事業欄には、法第12条第1項各号に規定する事業のうち、実施したものを記載する。
2. 区分欄には、収支の内訳を記載する。
3. 備考欄には、受委託の相手先を記載する。